

計画策定を農協に一任、関与の在り方に課題も

地域の農業に精通する農協に地域活動計画の策定等をさせたことは違法ではない——裁判所

1 はじめに

今回は、本誌418号74頁の「農業協同組合非出荷者助成金不交付損害賠償事件（札幌地裁平成28年3月29日判決。以下「本判決」といいます。）を取り上げました。

本件は、国内自給率の低い麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等の生産を需要に応じて的確に拡大する事業に関して助成金の交付をする役割を有するY協議会と、Y協議会の業務を総理する立場の会長であるY町が、助成の対象となる取組内容を記載する計画案の作成を自分たちで行わないでY農協にさせたために、助成の対象がY農協に出荷する者に限定されるとともに、助成対象作物から飼料作物が除外されたため、助成金の交付を受けることができなかったとして、Y町で農業を営むXらが、Y協議会及びY農協に対し民法709条、719条に基づき、Y町に対し国賠法1条1項、民法719条に基づき、連帶して助成金相当額の損害賠償等の支払を求めた珍しい事案ですので取り上げることとしました。

2 事案の概要

(1) 平成21年5月、農林水産省は、水田の不作付地や裏作等を最大限に活用して、国内自給率の低い麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等を需要に応じて的確に生産拡大することで食料の自給力・自給率を向上させるため、食品製造業者等による国产の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等に係る需要開拓の取組を推進するとともに、水田転作作物の高品質化、安全・安心の確保など、実需者ニーズに即した地域や生産者の主体的な取組を強化することにより、需要に即応した国产農産物の生

産・流通体制を緊急的に整備することにしました。これが、需要即応型生産流通体制緊急整備事業（以下「本事業」といいます。）です。

そして、本事業の中の一つが「需要即応型水田農業確立推進事業」（以下「本事業」といいます。）であり、麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等について、地域の計画の下で地域と生産者が一体となって実施する、実需者との連携活動、品質向上、流通合理化、環境・安全面の取組等を支援する事業です。Y協議会は、麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大に向け、これらの作物のうち麦、大豆、飼料作物等については、「生産者と実需者とのマッチング対策」「物流効率化対策」「品質向上対策」「環境・安全対策」のうち1項目以上の取組内容に基づく地域実需者連携等促進活動計画（以下「本件地域活動計画」といいます。）を策定し、これを推進するとともに、助成対象者に対して助成金の交付をすることとしておりました。Y協議会は、Y町、Y農協、A土地改良区等を会員（構成員）とする権利能力なき社団であり、Y協議会の事務局は、Y町職員らが担当しておりました。

また、Y農協職員もY協議会の事務局業務に従事していました。

(2) Y町は、Y協議会の会長として、本件地域活動計画を作成し、実施する権限を有していましたが、Y協議会の会員であるY農協に、本件地域活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させました。Y農協は本件地域活動計画を作成し、平成21年7月30日、Y協議会の長としてのY町の名義で北海道水田農業推進協議会（以下「道協議会」といいます。）の長に提出し、承認を受けました。また、Y農協はY協議会の長としてのY町の名義で、本事業の対象となり得ると考える者に本件地域活動計画の内容を周知しました。

本件地域活動計画は、助成対象作物を平成22年産小麦、平成21年産そば、平成21年産大豆等、助成対象面積を5万6605.7アール、助成金の交付額を8340万8550円とした上で作物別に具体的な取組内容をまとめたものであり、平成22年産小麦及び平成21年産大豆については、「生産者と実需者とのマッチング対策」「物流効率化対策」「環境・安全対策」が具体的に記載されていますが、平成21年産飼料作物については、助成対象作物としないことから取組内容がまとめられていませんでした。

(3) Y農協は、本件地域活動計画に係る活動参加申請書の様式を作成し、本事業の助成の対象となり得ると考える者に配布後、本件地域活動計画に同意し、本件地域活動計画に基づく生産活動等を行おうとする者は、本件地域活動計画に係る活動参加申請書を作成し、Y協議会に提出しました。

平成22年3月、Y農協は、協議会の長としてのY町の名義で、助成要件を満たす活動報告書の提出者に対し、助成金の交付をするとともに、当該提出者に対する交付額を通知しました。この通知書には、本事業の助成要件として「①平成21年度、上記作物を転作田において作付けした面積」「②地域実需者連携等促進計画は、Y農協各生産部会で取り組んでいることから各作物をY農協に出荷していること（Y農協以外への出荷、自家消費、直売、廃耕等は対象外）」という記載がありました。

Xらのうち平成22年産小麦をY農協ではなく別の集荷業者であるZに出荷した者は、小麦について助成金の交付を受けることができませんでした。また、Xらのうち平成21年飼料作物を主として自家消費し又は畜産農業者に直接供給などした者は、飼料作物について本事業に係る補助

金の交付を受けることができませんでした。

そこで、Xらは、Y町及びY協議会が本件地域活動計画をY農協に作成させたこと等は違法であり、そのために助成金の交付を受けることができなかつたものであるとして、平成22年12月14日、助成金相当額の支払を求めて札幌地裁に訴訟提起するに至りました。

3 本件の争点

本件の主な争点は、①Y町及び協議会が本件地域活動計画の作成をY農協にさせたことについての瑕疵の有無、②Y農協がY町地区の農業の実情に通じた他の農業団体等と適切に協力し、Y農協以外の集荷業者に出荷する者についても助成金を受けることができるよう情報提供する義務の有無、③本件地域活動計画の助成対象者に係る瑕疵の有無、④本件地域活動計画の助成対象作物に係る瑕疵の有無の4つです。

4 当事者の主張

(1) 争点①について 『Xらの主張』

Y協議会の長であるY町は、Y農協に本件地域活動計画の作成及び実施を白紙委任し、必要な意思決定の手続をせず、Y農協は、権限なくして本件地域活動計画を作成した。

『Yらの主張』

地域活動計画は、Y協議会の長の名義で作成されるが、Y協議会の長が現実に作成しなければならないものではない。Y農協は、Y協議会の会員として、Y協議会の長の名義で本件地域活動計画を作成したものであるし、Y町地区の農畜産業の実態を十分に把握しているY農協以外に地域活動



計画を作成できる者は存在しない。

(2) 爭点②について

『Xらの主張』

Y農協は、本件事業の助成の対象となり得る者に情報提供をしなければならなかったのに、活動参加申請書の様式を配布するなどしなかった。

Y農協は、Y町地区の農業者が最大限の助成を受けることができるようするため、地域活動計画を作成しなければならなかつたのであり、ある作物が助成対象となるか否かを判断するのに必要な調査をしなければならず、あらかじめ助成対象作物を絞り込んではならなかつたにもかかわらず、Y農協に出荷しない者やY農協以外の集荷業者から必要な調査をしなかつた。

『Yらの主張』

Y農協は、Y農協以外の集荷業者に出荷する者に対しても、積極的に情報提供し、地域活動計画に盛り込まなければならなかつたものではない。

仮にY農協がXらの取組について積極的に調査していたとしても、Xらの取組が地域一体性の要件を充足すると判断することはできず、本件事業活動計画には盛り込まれなかつた可能性が高い。Y協議会は、本件事業に係る助成金の交付要件を充足するか否かの判断について、広範な裁量を与えられているのであり、仮に他の地域でXらと同様の取組に対して助成金の交付がされていたとしても、助成金の交付をしなかつたことに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということはできない。

(3) 爭点③について

『Xらの主張』

本件事業活動計画は、Y町地区の農産物に圧倒的なシェアを有するY農協が、他の集荷業者に出荷する小麦を作付するXらを本件事業の助成対象者から除外することによって、他の集荷業者の取引の機会を減少させ、自らの取引先（Y農協に出荷する者）を優遇するものであり、平等原則に違反するとともに、私的独占の禁止を定める独占禁止法3条の規定及び不公正な取引方法の禁止を定める独占禁止法19条の規定に違反する。

『Yらの主張』

地域協議会は、農業者が適正に助成金の交付を受けることができるようする立場から、地域の実情を反映させつつ、作物別に具体的な取組内容をまとめ、地域活動計画を作成するのであって、その作成に当たり、助成金の交付要件を検討した上、道協議会に適切な地域活動計画を提出することが期待されている。その意味において、地域協議会には地域活動計画を作成するに当たり広範な裁量があるといふことができる。

助成金は申請によって交付されるものであるから、助成金の交付を受けようとする者は、情報収集の努力をしなければならない。Y農協は、Y農協に出荷される作物についてしか、把握することができないのであり、Zなど他の業者に出荷される作物や、生産者が直接販売した作物、自家消費された作物について、実需者が誰であるか、どのような系統で出荷及び販売されているのかを把握した上、それを取り込んだ地域活動計画を作成することはできない。

(4) 爭点④について

『Xらの主張』

Y農協は、平成21年度の産地確立対策事業で提出された資料により、Y町地区で飼料作物を作付する農業者を把握していたのであるから、飼料作物を作付するXらが上記各取組を地域と一体となって実施していること又は本件事業に関する情報提供があれば地域と一体となって容易に実施することができることを認識することができたのであり、上記各取組を本件事業活動計画に盛り込むべきであったにもかかわらず、これをしなかつた。

『Yらの主張』

Y町地区で飼料作物を作付する農業者の大多数は自家消費し、それ以外の農業者は畜産農業者に直接供給しているのであり、Y町地区では、飼料作物に関し、地域と一体となって取組を実施しておらず、その見込みもないことから、Y農協は、飼料作物について、地域と一体となって取組を実施していないと判断した。Y農協は、Y農協に飼料作物を出荷する農業者についても、地域と一体となって取組を実施していないことから、本件事業活動計画に記載しなかつた。Xらは、Y町地区

で飼料作物を作付する農業者が19戸しかなく、地域的な交流があったことを理由として、本件事業の概要について知らされていれば、地域と一体となって取組を実施することができたと主張するが、飼料作物を作付するXらは、Y町地区で飼料作物を作付する農業者の半分以下であり、農業者としての交流があることをもって、地域と一体となって取組を実施しているということにはならない。

5 裁判所の判断

札幌地裁は、以下のように判示して、Xらの請求をいずれも棄却しました。

(1) 爭点①について

本事業実施要領（農林水産省生産局長通知）第4の2ほかの定めによれば、地域活動計画を作成し実施する権限は地域協議会の会長が有するものとされているが、地域協議会の会長が地域活動計画の作成及び実施に係る事務を自ら直接遂行しなければならないものとされているわけではなく、かえって、地域協議会は、本件事業に係る事務の一部を当該地域協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該地域協議会以外の者に委託することもできるとされているところ、地域活動計画は、地域協議会の計画として、地域協議会の会員が協議の上で作成し、その総意に基づいて実施すべきものである。地域協議会の会長である普通地方公共団体が、他の会員に地域活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させ、自らは本件事業が適切かつ効率的に実施されるよう、その者の事務の遂行を監督するにとどまることも、合理的な理由がある限り許される。Y協議会の会長であるY町は普通地方公共団体であり、自ら農業を営むものではないから、必ずしも農業の実情に通じているものではなく、Y町地区の農業の実情に通じている者に、本件事業活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させ、自らは本件事業が適切かつ効率的に実施されるよう、その者の事務の遂行を監督するにとどまるとしたことには合理的な理由があるといふことができる。

Y農協は、Y協議会の会員である、副会長であるとともに、Y町地区で農業を営む者の大部分を組合員として組織する農協でもあって、Y町地区の農業の実情に精通しているものであるから、本件事業活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させる者としてY農協を選定したことには合理的な理由があるといふことができるのであつて、Y町がY農協に本件事業活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させたことを違法であるということはできない。

(2) 爭点②について

Y農協は、Y町地区の農業の実情に通じた他の農業者団体等と適切に協力し、Y農協に出荷する者ないしY農協に出荷される作物のみならず、他の集荷業者に出荷する者ないし他の集荷業者に出荷される作物についても合理的に考慮しながら、本件事業活動計画を作成し、実施しなかつたが、Y町地区の農業の実情に通じた他の農業者団体等は、Y農協とは別個の独立した農業者の団体等であり、Y農協とは業務上の競合関係に立つこともあることと、地域活動計画は、地域協議会を組織する当該地域の農業者団体等が自ら積極的に創意工夫をして提案した取組を取りまとめる形で作成し、当該地域の農業者の能動的、主体的な参加を得て実施するが予定されているものであることを併せて考えると、Y地区の農業の実情に通じた他の農業者団体等がZのようなY町地区の農業者との間で継続的な取引関係を有する集荷業者である場合、Y農協は、当該集荷業者に出荷する者ないし当該集荷業者に出荷される作物については、当該集荷業者に対し、農業者が本件事業活動計画について活動参加申請をするのに必要な情報を提供し、その集荷業者に出荷する者ないしその集荷業者に出荷される作物が本件事業に係る助成金の交付を受けることができるか否かについて調査させれば足り、当該集荷業者に出荷する者ないし当該集荷業者に出荷される作物について個別的に、上記必要な情報を提供し、本件事業に係る助成金の交付を受けることができるか否かについて調査することまでを要しない。

(3) 爭点③について

現実に本件地域活動計画に基づく生産活動等が行われたことがY協議会の長としてのY町に提出された活動報告書によって確認された作付面積が、Y農協に出荷する者ないしY農協に出荷される作物に係る作付面積にとどまっている。

また、活動報告書の提出者に対する助成金の交付額の通知書に、Y農協に出荷する者ないしY農協に出荷される作物であることが助成金の交付要件として記載されているのも、同様に、本件地域活動計画への活動参加申請書が提出された上、現実に本件地域活動計画に基づく生産活動等が行われたことが活動報告書によって確認された作付面積が、Y農協に出荷する者ないしY農協に出荷される作物に係る作付面積にとどまることから、実際に助成金の交付を受けることができるものがY農協に出荷する者であることが確定していたためであると認めることができるのであって、Y農協が本件地域活動計画の作成及び実施に係る事務の遂行に当たり、Y農協に出荷する者を優遇し、Y農協に出荷しない者を差別する意思を有していたと認めることまではできない。

(4) 争点④について

飼料作物を作付するXらほかのY町地区の農業者は、飼料作物を主として自家消費し、又は畜産農業者に直接供給するため、生産しているものである。本件事業に係る助成金は、農業者が地域活動計画の下で地域と生産者が一体となって実施する、実需者との連携活動、品質向上、流通合理化、環境・安全面の取組等に取り組むこと等の要件を満たすことによって、交付されるものであるが、農業者が地域一体性の要件ほかの助成金の交付要件を充足するもの又は充足し得るものであり、本件事業に係る助成金の交付を受けることができるときであっても、地域協議会は、必ず、当該農業者が助成金の交付を受けることができるよう、地域活動計画を作成し、実施しなければならないものではなく、本件事業の目的等を勘案して相当であれば、当該農業者が生産する作物については具体的な取組内容を地域活動計画に盛り込みます、助成金の交付を受けないこととする判断の余地が許されているものというべきである。

6 本判決についての考察

札幌地裁は上記のとおり判示して本件地域活動計画の作成又は実施に違法性はないとして、Xらの請求をいずれも棄却しました。本件事業に係る助成金は、特定の者が受給のための法令上の要件を具備していれば当然に交付を受けることができるという性質のものではなく、麦、大豆及び米粉用米・飼料用米等の生産を需要に応じて的確に拡大するという本件事業の目的等を勘案して策定された地域活動計画に基づく生産活動を地域と生産者が一体となって行った場合に限って交付を受けることができるものですから、Xらの生産活動がこれらの要件を当然に満たすことができたとは認められず、その意味において札幌地裁の結論は妥当であるといえます。

他方において、本判決は、Y町の監督責任について、「地域協議会の会長である普通地方公共団体が、他の会員に、地域活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させるに当たり、自らは本件事業が適切かつ効率的に実施されるよう、その者の事務の遂行を監督することとなることは、上記のとおりであるところ、Y町は、Y協議会の会長として、Y農協に、本件地域活動計画の作成及び実施に係る事務を遂行させるに当たり、本件事業が適切かつ効率的に実施されるよう、Y農協の事務の遂行を必ずしも十分に監督していたということまではできないが、Y農協の本件地域活動計画の作成及び実施に係る事務の遂行が違法であるということはできないことに加えて、地域協議会の会長となった普通地方公共団体の実情に照らし、違法であるとまではいい難い。」と判示しており、普通地方公共団体は、各協議会の長の立場となつた場合の関与の在り方について十分留意すべきものと考えます。

佐々木 泉 顕
(弁護士)
藤田 晃
(北海道町村会)

知的財産権にご注意 —商標権侵害—

野崎隆史

弁護士（前京都府総務部政策法務課法制担当法務調査役）

1 はじめに

まちを歩いたり電車に乗ったりすれば、多様な行政目的の実現に向けたさまざまなイベントの案内をよく目にします。親しみやすいタイトルを考えたり、目を惹くチラシを作ったりする際、どこかで目にした言葉やインターネットで検索した画像等を参考にされることも多いと思われます。

その際、どうか商標権や著作権といった知的財産権にご注意ください。知らず知らずのうちに知的財産権を侵害しているケースは案外多いものです。最終的に問題がなかったとしても、紛争が発生すれば業務が混乱することは必至です。

今回は、知的財産権のうち商標権侵害について、抽象化した説例を踏まえて検討します。

2 説例

あるイベントにおいて、一般的な名称だと考えたタイトルをつけたチラシを配布し、イベントを実施していたところ、当該タイトルの商標権者から、①イベントの即時中止、②当該タイトルの有償使用許諾契約の締結、③無断使用期間分の損害賠償（60万円程度）を求める通告書が届きました。

3 検討

(1) 商標権侵害のリスク

商標権侵害に当たると、民事的には、①差止請求（商標法36条）、②損害賠償請求（民法709条）、不当利得返還請求（民法704条）、③信用回復措置請求（商標法39条が準用する特許法106条）ができ、これらとは別に、刑事事件となることもあります（商標法78条～85条）。

(2) 商標権侵害について

登録商標と同一又は類似の商標を指定商品又は指定役務（商標登録の際に指定された商品又は役務のこと）と同一又は類似の商品又は役務について使用する行為が商標権の侵害となります。

商標権侵害に当たるか否かの判断において、商標の類否や商品・役務の類否が問題となるケースが多く見られます。

商品・役務の類否は、取引の実情を考慮して、商品又は役務に標章を使用した場合に出所（商品・役務の提供主体）の混同が生じるか否かによって判断がなされています。また、商標の類否は、外観（見た目）・称呼（読み方）・觀念（商標から生じる意味）の類似性の検討に加え、取引の実情を考慮して、総合的に出所混同のおそれがあるかどうかを基準に判断がなされています。

(3) チェックポイント

商標権侵害を主張された場合、まずは、①商標権者か否か、②商標登録の内容、③出所混同の有無（商標の同一性・類似性、商品・役務の同一性・類似性）を検討することになります。説例では、これらを充たす可能性が高いと判断しました。

しかし、諦めるのはまだ早いです。④商標権の効力が及ばない範囲での使用か否か（自己の氏名、商品・役務の普通名称・産地・品質等の内容を普通に用いられる方法で使用するものか（商標法26条））、⑤登録無効の抗弁（無効理由が存在する場合、又は商標の普通名称化など後発的に無効理由を有するに至った場合（商標法39条で準用する特許法104条の3））、⑥商標的使用の有無（自他商品識別機能を發揮する態様での使用か否か）、⑦先使用権の有無（商標法32条）などの観点からのチェックも必要です。説例ではこれらの観点からの主張によって請求を封じました。

とはいえ、個別の判断は難しいものがあります。商標権侵害のリスクを考えれば、すぐに専門家に相談できる体制を整えておくのが望ましいでしょう。

4 おわりに

商標権侵害に当たる場合、資材の廃棄や企画自体の中止に至るおそれがあります。そのようなことになれば、それまでの準備が水の泡です。損害賠償ということになると、議会との関係も検討しなければなりませんし、安易に請求に応じることには住民訴訟リスクもあります。

そもそも、紛争はそれ自体が業務の混乱を招き、住民サービスに支障を与えます。したがって、事前に回避することが極めて重要です。登録商標は特許庁のサイトでの検索が可能ですので、商標権侵害は比較的容易に避けることができます。

日頃から知的財産権に注意し、斬新で楽しいイベントがたくさん企画されることを期待しています。